



令和2年4月16日  
税理士法人 亥角会計事務所

TEL:055-972-7305 FAX:055-973-3171

関与先様各位

## 新型コロナウイルス関連支援策のご案内

新型コロナウイルスの影響が拡大している中、企業向けに各種の支援策が議論されております。

現在確定又は確定見込みのもののうち、特に活用可能性が高いと思われるものについてご案内のFAXを送らせていただきます。

1. 持続化給付金（4月末確定見込み）
2. 雇用調整助成金（確定）

今回のご案内は支援策のうち代表的なもののみとなっています。その他施策等についてご検討の方は、亥角会計事務所までご連絡ください。

また、下記のインターネット・ネットマガジン・Twitterでも最新情報を取得できますので合わせてご活用ください。

○インターネット  🔍

○ネットマガジン  🔍

○Twitter(中小企業庁)  🔍

\* 今後同様のFAXが不要の関与先様は、大変お手数ですが、亥角会計事務所までお電話、FAX等で不要の旨をご連絡ください。

# 持続化給付金

## に関するお知らせ

### 持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、**事業全般に広く使える給付金**を支給します。

### 給付額

法人は**200万円**、個人事業者は**100万円**

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

#### ■売上減少分の計算方法

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上げ×12ヶ月）

※上記を基本としつつ、昨年創業した方などに合った対応も引き続き検討しています。

### 支給対象

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が**前年同月比で50%以上減少**している者。
- ◆ 資本金10億円以上の大企業を除き、**中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者**を広く対象とします。

また、**医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人**など、**会社以外の法人**についても幅広く対象となります。

### 相談ダイヤル

中小企業 金融・給付金相談窓口

**0570-783183**（平日・休日9:00～17:00）

裏面でよくあるお問合せにお答えします。

# よくあるお問合せ



**前年同月比▲50%月の対象期間はいつですか？**

**2020年1月から2020年12月のうち**、2019年の同月比で売上が50%以上減少した**ひと月**について、事業者の方に選択いただきます。



**申請・給付はいつから始まりますか？**

**補正予算の成立後、1週間程度で申請受付**を開始します。

電子申請の場合、申請後、**2週間程度で給付**することを想定しています。

※申請者の銀行口座に振り込み



**申請に必要な情報を教えてください。**

住所や口座番号（注）に加え、以下をご用意ください。

（注）通帳の写し（法人：法人名義、個人事業主：個人名義）で確認します。

## 法人の方

- ① **法人番号**、② **2019年の確定申告書類の控え**、
- ③ **減収月の事業収入額を示した帳簿等**

## 個人事業主の方

- ① **本人確認書類**、② **2019年の確定申告書類の控え**、
- ③ **減収月の事業収入額を示した帳簿等**

※③については、法人、個人事業主ともに、様式は問いません。

※今後、変更・追加の可能性がります。



**申請方法を教えてください。**

**Web上での申請**を基本とし、必要に応じ、感染症対策を講じた上で**完全予約制の申請支援（必要情報の入力等）を行う窓口**を順次設置します。 ※申請にあたり、GビズIDを取得する必要はありません。

**その他、申請に必要な事項の詳細等については、4月最終週を目途に確定・公表しますので今しばらくお待ち下さい。**

# 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ 雇用調整助成金の特例を拡充します

～雇用調整助成金を活用して従業員の雇用維持に努めて下さい。～

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

## 【特例の対象となる事業主】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象とします。

令和2年4月1日から令和2年6月30日まで(緊急対応期間)の休業等に適用されます。

助成内容のポイント	中小企業	大企業
①休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額の助成(※1, 2)	助成率	
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主	4/5	2/3
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主で、かつ、解雇等をしていないなど上乗せの要件(※3, 4)を満たす事業主	9/10	3/4
②教育訓練を実施したときの加算	加算額	
教育訓練が必要な被保険者の方に、教育訓練(自宅でインターネット等を用いた教育訓練含む)を実施※5	2,400円	1,800円
③支給限度日数	限度日数	
通常時	1年間で100日	
緊急対応期間	上記限度日数とは別枠で利用可能	
④雇用保険被保険者でない方	助成率	
雇用保険被保険者でない方を休業させる場合	上記①の助成率と同じ	

※1 対象労働者1人1日当たり 8,330円が上限です。(令和2年3月1日現在)

※2 助成額は、前年度の雇用保険の保険料の算定基礎となる賃金総額等から算定される平均賃金額に休業手当支払率(休業の場合は60%以上、教育訓練の場合は100%)を掛け、1日当たりの助成額単価を求めます。

※3 P2の【助成内容と対象の拡充をします】の2を参照ください。

※4 出向は当該助成率は適用されません。

※5 雇用保険被保険者のみが対象となります。

※ 風俗営業等関係事業主への支給も可能とします。

厚生労働省HP

